

文化財防火デーについて - 西日本防災システム

情報元
文化庁HP

1月26日は、「文化財防火デー」です。 以下は文化庁HPの情報です。

文化財防火デーは、昭和24年1月26日に奈良県斑鳩町の法隆寺（現存する世界最古の木造建築物）の金堂が炎上し、壁画が焼損するという火災を機に制定されました。

この事件は国民に大変大きな衝撃を与え、火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まりました。そして翌昭和25年に文化財保護の統括的法律として**文化財保護法**が制定されました。

その後、昭和29年11月3日に法隆寺金堂の修理事業が完工し、文化財保護行政も確立するとともに文化財保護思想の一層の強化徹底を図るために普及啓発事業が行われるようになりました。その一環として、1月26日が法隆寺金堂の焼損した日であることやこの時期が1年のうちで最も火災発生件数が多い時期であることから、昭和30年に当時の文化財保護委員会（現文化庁）と国家消防本部（現消防庁）が1月26日を「**文化財防火デー**」と定め、文化財を火災や震災その他の災害から守るとともに全国的に文化財防火運動を展開し国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。

昭和30年の第1回文化財防火デー以来毎年1月26日を中心に文化庁、消防庁、都道府県・市町村教育委員会、消防署、文化財所有者、地域住民等が連携、協力して全国で様々な文化財防火運動を展開しています。

平成25年の第59回文化財防火デーにおいては、重要文化財「善導寺本堂」（福岡県久留米市）をはじめ全国各地の文化財所在地で防火訓練や消防職員による消防設備の確認などが行われます。

文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な私達の財産です。この大切な文化財をみんなで守り、後世に伝えていくため一丸となって頑張りましょう。私達の遠い子孫にこの財産を傷つけることなく、必ず引き渡しましょう。

ご家庭内でも文化財周辺でも 火の用心！ をお願いしまーす。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 